二　東京湾アクアライン海ほたる灯から百十三度三十分二千五十メートルの地点 三　東京湾アクアライン海ほたる灯から百八十五度三十分三千七百メートルの地点 四　東京湾アクアライン風の塔灯から二百四十九度三十分三千七百メートルの地点 五　東京湾アクアライン風の塔灯から二百八十三度千三百七十メートルの地点 六　東京湾アクアライン風の塔灯から三百四十四度三十分八百四十メートルの地点 七　東京湾アクアライン風の塔灯から三十二度三千七百メートルの地点	
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第五号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域 一　大阪灯台から二百十二度三十分一万千六百五十メートルの地点 二　大阪灯台から百九十二度一万三千九十メートルの地点 三　友ケ島灯台（北緯三十四度十六分五十一秒東経百三十五度二秒）から四十五度三十分一万四千百七十メートルの地点 四　友ケ島灯台から十二度三十分一万六千八百二十メートルの地点 五　大阪灯台から二百三十四度三十分一万六千百二十メートルの地点	関西国際空港周辺海域

附　則

この省令は、令和五年五月一日から施行する。

二　東京湾アクアライン海ほたる灯から百十三度三十分二千五十メートルの地点
三　東京湾アクアライン海ほたる灯から百八十五度三十分三千七百メートルの地点
四　東京湾アクアライン風の塔灯から二百四十九度三十分三千七百メートルの地点
五　東京湾アクアライン風の塔灯から二百八十三度千三百七十メートルの地点
六　東京湾アクアライン風の塔灯から三百四十四度三十分八百四十メートルの地点
七　東京湾アクアライン風の塔灯から三十二度三千七百メートルの地点